

維持管理及び災害防止に関する計画書

施設の維持管理方法	産業廃棄物の受入方法	別紙-1のとおり		
	施設作業時の維持管理方法	別紙-2のとおり (埋立終了後の維持管理計画は、別紙-4に示す。) ※維持管理基準に即した内容とすること。		
	施設整備・点検の頻度	別紙-3のとおり 異常発生時は、災害防止計画書のとおり		
維持管理に関する記録及び閲覧方法	排出事業者ごとに搬入台帳を整備し、搬入した車両ごとに廃棄物の種類・性状・量等および維持管理にあたって行った点検・検査その他の措置の記録の作成を廃止時まで管理事務所で行う。 (閲覧項目は、別紙-4のとおり)			
排ガスの性状・放流水の水質等の数値		施設設計値	達成目標値	測定頻度
排ガスの性状	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )			
	硫黄酸化物 (Nm <sup>3</sup> /hr)			
	窒素酸化物 (cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> )			
	塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )			
	ダイオキシン類 (ng/m <sup>3</sup> -TEQ)			
放流水の水質	pH	5.8~8.6	5.8~8.6	月1回以上
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	48	48	
	浮遊物質 (mg/L)	10	10	
	窒素含有量 (mg/L)	48	48	
	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油) (mg/L)	5	5	年1回以上
	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物性油) (mg/L)	30	30	

## 産業廃棄物の受入れ方法および維持管理について

### 1. 受入方法

- (1) 搬入車は、すべてトラックスケールにて検量後入場
- (2) 搬入物については、以下の順にチェックを実施し、受入れ不可能な物の排除を徹底し、持ち帰らせる。
  - ①搬入者の申告
  - ②TVカメラでの搬入車両の荷台確認
  - ③TVカメラで判別できない物は、目視により確認
  - ④荷下ろし現場で申告との相違確認
  - ⑤マニフェスト伝票との整合
- (3) 必要に応じ、搬入経路上での車両からの飛散防止を呼びかける。
- (4) 廃プラスチック類、ゴムくずは埋立処分基準に合致したもの（概ね、15cm以下）を受入れ埋立処分します。搬入業者には、その旨周知徹底しています。
- (5) 汚泥は埋立処分基準に合致したもの（含水率85%以下）を受入れ埋立処分します。搬入業者には、その旨周知徹底しています。
- (6) 有害物質を含んでいるおそれのある産業廃棄物は、検査表等で確認した後で、受入れ埋立処分します。

#### ●石綿含有産業廃棄物

- (1) 石綿含有産業廃棄物を受け入れるにあたり、事前に下記の事項について、受入要領を定める。
  - ・埋立場所・荷下ろしの方法・人員、機材の確保・その他
- (2) 受入契約時には、受入れ予定日時、石綿含有産業廃棄物の形状・量等を関係者間で打ち合わせる。
- (3) 石綿含有産業廃棄物を受け入れるにあたり、車両ごとにマニフェストの確認と現物目視により、他の産業廃棄物と区分されていることを確認する。

### 2. 維持管理

- (1) 搬入物は、それぞれの特性・性状により分別し、適正処理を行う。
  - ・リサイクル可能な廃棄物の分別処理
  - ・鋭利な固形状の廃棄物を遮水シートの近くに埋立をしない
  - ・粉状の廃棄物は、飛散しないように早急に覆土を行う 等
- (2) 当処分場から外への廃棄物飛散は、外周にネットフェンスの設置および投入後の適宜覆土等により防止する。
- (3) 粉塵は適宜散水及び覆土にて防止する。
- (4) 悪臭は脱臭剤散布及び覆土にて防止する。
- (5) 騒音・振動は、処分場内で発生することから、使用重機類を低騒音型にして抑える。
- (6) 害虫、ネズミ等もほとんど発生しないが、発生した場合は、適宜駆除剤散布及び覆土を行う。
- (7) 埋立終了後の維持管理を適正に行うために、維持管理基盤を積み立てる。
- (8) 埋立深さ3m毎に50cmの覆土を施す。

## 維持管理計画（埋立期間中）

No. 1

工 種	管 理 内 容	頻 度
擁壁等流出防止工 (盛土堰堤)	① 提体へのごみ及び土砂の堆積状況確認	毎日点検
	② 提体の亀裂の有無	毎日点検
	③ 提体の沈下状況確認	月1回点検
	④ 法面の侵食状況確認	毎日点検
	⑤ 法面の滑落及び崩壊の確認	毎日点検
	⑥ 地山の滑落及び崩壊の確認	毎日点検
遮水工 (全面被覆型)	① 埋立作業中において、遮水シートの損傷を目視により点検	毎日点検
	② 浸出水による公共用水域や地下水の汚染防止のため、遮水シートの機能を目視により点検	毎日点検
	③ 地震、大雨、凍結等があった場合に、遮水シートに変状がないか目視による点検確認	毎日点検
	④ 遮水シートの破損防止のために、先行してクッション材（圧縮減容したシュレッターダスト）を法面に敷設する。	
保有水集排水工	① 保有水集排水施設の出水口での集水量確認	毎日点検
	② 埋立地内の浸出水滞水状況確認	毎日点検
	③ 管へのスケール付着における出水口及び送水ピットにおける安全を確認し目視による管内確認	週1回点検
浸出水処理施設	① 流入水の水量及び水質データの集積・整理による、年間の変動パターンや降雨の影響を把握した安定的な運転の確認	毎日点検
	② 薬品等の貯流量を把握して、必要な注入量を確認	毎日点検
	③ 放流水の水質データを把握し、異常がないよう恒常的な確認	
	・ 排水基準に係る項目（6-8参照）の水質検査（下記以外）	年1回検査
	・ pH、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、窒素含有量の水質検査	月1回検査
	④ 脱水機設備について、汚泥含水率・脱離液の浮遊物質量の測定、機器等の運転状況を確認	毎日点検
⑤ 水処理施設の冬期間における凍結防止や浸出液の温度低下に対する措置については、間欠ばつ気槽を上屋で覆い水中ヒーターを設置し浸出水を15℃に保ち生物処理に影響のないよう管理を行う。また、接触ばつ気槽においても温度計及び加温装置を設置するなどの温度管理を行う。	毎日点検 (冬期間)	
⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理水質は施設設計値で管理する。</li> <li>・ 放流水の水質監視は水質監視槽にて行い、万が一施設設計値を超過する事態となった場合には、放流槽へ流入する処理水を全量間欠ばつ気槽の流入部へリターンし、再処理する。</li> <li>・ 放流槽の水質が正常になればリターンより放流に切り替える。</li> </ul>	毎日点検

## 維持管理計画（埋立期間中）

No. 2

工 種	管 理 内 容	頻 度
調 整 池	① 調整池の亀裂や漏水の有無	毎日点検
	② 遮水シートの損傷を目視により点検	毎日点検
	③ 防護策の損傷等を目視により確認	月1回点検
	④ 調整池の土砂の堆積状況確認	月1回点検
	⑤ 法面の滑落及び崩壊の確認	毎日点検
	⑥ 地山の滑落及び崩壊の確認	毎日点検
雨 水 集 排 水 工	① 排水側溝及び接続柵の損傷、不等沈下等の確認	毎日点検
	② 排水側溝内及び接続柵内の土砂、落葉等の堆積物確認	毎日点検
	③ 目視による排水勾配の確認	月1回点検
排ガス処理施設	① 露出しているガス抜き施設の変状確認	毎日点検
	② 埋立込み層中にあるガス抜き施設からのガス量及びガス濃度の変化を確認	月1回点検
	③ ガス抜き施設以外の埋立地表面からのガスの湧出確認	週1回点検
	④ 付近の植物の枯死や目視によりガスの湧出の確認など、ガスの発生が認められる場合には採取管を設置して測定。	週1回点検
地 下 水 観 測 井 施 設 (モニタリング)	① 地下水の水質検査に関して、モニタリング設備措置	
	・ 地下水検査項目（6-9参照）の水質検査	年1回検査
	・ 塩化物イオン・電気伝導率の水質検査	月1回検査
	② 観測井4カ所から測定を行う。	
	③ 水質の悪化が認められた場合は、以下の対策を講じる。	
	・ 水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因調査の実施。 ・ 新たな廃棄物の搬入中止等の生活環境の保全上の措置を講じる。 ・ 速やかに胆振支庁等へ報告する。	
ダイオキシン対策	① 保有水、処理水及び地下水のダイオキシン類の測定	年1回検査
放 流 水 に 異 常 が 発 生 し た 場 合 の 措 置	① 放流水の水質が排水基準を超えた場合は、ただちに放流を中止し、その原因を調査し、水質悪化の報告を支庁等に行う。	異常発生時
	② 水質の濃度が大きく上昇した場合は、検査頻度の増加	異常発生時
	③ 施設の異常による場合は、速やかに補修・復旧・改善を行う。	異常発生時
大雨時の対応	① 流入流量の調節、浸出水の埋立地返送等の大雨時対策の実施	大雨時
有害物質の確認	① 搬入業者から契約時及び定期的に有害物質の分析証明書をとる等の対策を講じる。	適宜

# 水処理施設点検日報

230m<sup>3</sup>/日 目標水質-BOD/48・SS/10・T-N/48

		記録時間：	天候：	施設気温：	施設湿度：		
処理状況	項目	点検事項		点検結果	措置等		
	調整池・原水	PH					
		水温 (°C)					
		新埋立地ポンプ運転 (h)					
		旧埋立地ポンプ運転 (h)					
	間欠曝気槽	PH				COD	
		水温 (°C)				NH <sub>4</sub> -N	
		ORP (mv)				NO <sub>3</sub> -N	
		MLSS (mg/l)				T-N	
		SV (%)					
		曝気プロロ運転時間 (h)					
		メタノール添加量 (mℓ/分)					
		メタノール添加時間 (h)					
		間欠曝気槽ポンプ流量 (m <sup>3</sup> /h)					
		1. 間欠曝気槽攪拌機電流値 (A)					
	2. 間欠曝気槽攪拌機電流値 (A)						
	脱窒槽	ORP (mv)					
		MLSS (mg/l)					
		SV (%)					
		メタノール添加量 (mℓ/分)					
		1. 脱窒槽攪拌機電流値 (A)					
	2. 脱窒槽攪拌機電流値 (A)						
	3. 脱窒槽攪拌機電流値 (A)						
	硝化槽	PH					
		水温 (°C)					
		DO (mg/l)					
		プロロ稼動台数					
		MLSS (mg/l)					
SV (%)							
硝化液循環量 (m <sup>3</sup> /日)							
沈殿槽	MLSS (mg/l)						
	返送流量 (m <sup>3</sup> /日)						
接触曝気槽	エアレーション状態						
混和槽	PH						
	凝集剤添加量 (mℓ/分)						
	添加率 (mg/L)	100mg/L・230m <sup>3</sup> /日					
凝集・沈殿槽	高分子凝集剤添加量 (mℓ/分)						
	添加率 (mg/L)	2mg/L・230m <sup>3</sup> /日					
ろ過器	No.1砂ろ過流量 (m <sup>3</sup> /日)			No.1活性炭ろ過流量 (m <sup>3</sup> /日)			
	No.2砂ろ過流量 (m <sup>3</sup> /日)			No.2活性炭ろ過流量 (m <sup>3</sup> /日)			
脱水機	脱水ケーキの状態			運転時間 (h)			
	凝集助剤添加量 (mℓ/分)			高分子凝集剤添加量 (mℓ/分)			
放流水質	PH		消毒剤補充		COD		
	水温 (°C)		放流流量計測定時		NH <sub>4</sub> -N		
	透視度 (cm)		流量計放流量 (ℓ)		NO <sub>3</sub> -N		
	色相		実放流量 (m <sup>3</sup> /日)		NO <sub>2</sub> -N		
	臭気				T-N		
記事							

## 埋立終了後の維持管理計画書及び跡地利用計画書

## 1. 埋立終了後の維持管理計画

最終処分場は、埋立完了後も廃棄物の分解が継続している。したがって、埋立終了後においても、周辺的生活環境に影響の与えることのないように、浸出水などの管理を継続するとともに、廃棄物の分解・安定化状況の管理を行う。

工 種	管 理 内 容	頻 度
擁壁等流出防止工 (盛土堰堤)	① 堤体への雑草の繁茂、植生状況確認	月1回点検
	② 基礎の沈下状況確認	月1回点検
	③ 堤体による変異状況の確認	月1回点検
遮水工 (全面被覆型)	① 遮水工の点検は、埋立終了後は廃棄物及び土砂に覆われて確認出来ないため、地下水観測により、遮水シートの破損等の確認を行う。分析項目・頻度は地下水観測井と同じ。	
保有水 集排水工	① 保有水集排水施設の出水口での集水量確認	月1回点検
	② 出水口及び送水ピット管におけるスケールの付着状況を目視により確認	月1回点検
浸出水 処理施設	① 流入水の水量及び水質データの集積・整理による、年間の変動パターンや降雨の影響を把握した安定的な運転の確認	週1回点検
	② 施設を点検し、異常箇所の早期補修・修理を行うために機器運転状況を把握・確認	週1回点検
	③ 放流水の水質データを把握し、異常がないよう恒常的な確認	毎日点検
	④ 排水基準に関わる項目 (6-8参照)	6ヶ月1回検査
	⑤ pH、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、窒素含有量	3ヶ月1回検査
調 整 池	① 調整池の変異状況の確認	月1回点検
	② 防護柵の損傷等を目視により確認	月1回点検
	③ 調整池の土砂の堆積状況確認	月1回点検
	④ 法面の滑落及び崩壊の確認	毎日点検
	⑤ 地山の滑落及び崩壊の確認	毎日点検
雨 水 集排水工	① 排水側溝及び接続柵の損傷、不等沈下等の確認	月1回点検
	② 排水側溝内及び接続柵内の土砂、落葉等の堆積物確認	月1回点検
	③ 目視による排水勾配の確認	月1回点検
排 ガ ス 処 理 施 設	① 露出しているガス抜き施設の変状確認	3ヶ月1回検査
	② ガス抜き施設以外の埋立地表面からのガスの湧出確認	3ヶ月1回検査
	③ 埋立地周辺の樹木等の育成状況確認	3ヶ月1回検査
	④ ガスの測定は、右項に示すとおり実施し、さらに付近の植物の枯死や臭気等によりガスの発生が認められる場合は、採取管を設置し速やかに測定を行う。	3ヶ月1回検査
地 下 水 観 測 井 施 設 (モニタリング)	① 地下水の水質検査の継続	
	・ 地下水等検査項目 (6-9参照)	年1回検査
	・ 地下水の連続的な水質変化を把握するため、塩化物イオン、電気伝導率のモニタリングを実施	1ヶ月1回検査
	② 水質の悪化が認められた場合は、以下の対策を講じる。	
・ 水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因調査の実施。		
・ 速やかに胆振支庁等へ報告する。		

## 2. その他の維持管理計画

### ①悪臭に対する措置

最終処分場外に悪臭が発散しないように覆土、消臭剤の散布を適宜行う。

### ②火災の発生防止に対する措置

最終処分場の火災発生防止については、以下の対策を講じる。

- ・必要に応じ可燃性の産業廃棄物に対する覆土の実施
- ・可燃性の発生ガスの排除
- ・火災発生時に対処する消火設備の設置

### ③衛生害虫等の発生に対する措置

最終処分場周辺の生活環境に支障をきたさないように、覆土、薬剤の散布を適宜行う。

### ④埋立地内部の温度に対する措置

周辺の地中温度と比較し、本最終処分場内部の温度が高くなっていないか測定する。（時期は、廃止確認申請の直前）

### ⑤水処理施設の冬期間における凍結防止や浸出液の温度低下に対する措置

本計画においては、屋外に設置した間欠ばっ気槽での浸出水の温度低下による水質の悪化が懸念されることから、間欠ばっ気槽を上屋で覆い水中ヒーターを設置し浸出水を15℃に保ち生物処理に影響のないよう管理を行う。

また、接触ばっ気槽においても温度計及び加温装置を設置し、温度管理を行うなどの対策を講じる。

## 3. 跡地利用計画

本処理場の跡地利用計画は、埋立終了後速やかに覆土（厚さ50cm）及び低木植栽（ミヤマハンノキ）を実施し、緑地としての利用を図る。

維持管理状況の記録(閲覧)内容

記 録 項 目	内 容
処 分 し た 廃 棄 物	・ 各月ごとの種類及び数量
地 下 水 の 水 質 検 査	・ 採取した場所 ・ 採取した年月日 ・ 測定結果の得られた年月日
放 流 水 の 水 質 検 査	・ 測定結果
地下水の悪化が認められた場合に講じた措置	・ 措置を講じた年月日及び措置内容
残 余 容 量 の 測 定	・ 測定、点検を行った年月日 ・ 測定結果の記録
遮 水 工 の 点 検	・ 測定、点検を行った年月日
擁 壁 の 点 検	・ 措置を講じた年月日
調 整 池 の 点 検	・ 講じた措置の内容
浸出水処理設備の点検	・ 点検結果の記録

- ・ 記録項目ごとにファイルに整理し、保管する。
- ・ 閲覧場所は、本処分場入り口の管理事務所とする。
- ・ 閲覧時間は、午前8時から午後5時までとする。
- ・ 記録は、備え置いた日から起算して3年を経過するまでの間、備え置き閲覧に供すること及び閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まない。
- ・ 当該記録は、最終処分場の廃止までの間、保存する。